

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 12 月 9 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 14 年度砂防維持修繕工事として砂防指定地内河川諏訪谷川他 1 河川のうち郷川部分の工事を必要とした理由・背景・根拠（既に開示済の工事実施設計書は除く。）、及び前記の郷川部分に関する予算要求書（添付資料を含む。）、並びに底張コンクリート工が平成 13 年度の工事では実施されなかったにもかかわらず、平成 14 年度では施工するに至った理由や法的根拠を記載した文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、底張コンクリート工が平成 13 年度の工事では実施されなかったにもかかわらず、平成 14 年度では施工するに至った理由や法的根拠を記載した文書（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 15 年 12 月 24 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 1 月 5 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張趣旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 竹原支局は砂防指定地内河川である郷川に関する護岸修繕工事について、平成 13 年度の護岸修繕工事では全く実施しなかった底張コンクリート工事を、工事場所が隣接する区間である平成 14 年度の護岸修繕工事では一転実施したものであり、平成 14 年度の工事において底張コンクリート工事を実施することとなった背景が全くないとの処分は、常識的には理解できない。

(2) 平成 13 年度の砂防維持修繕工事では、既設の底張コンクリート部分に BD アン

カー115本を16mmの深さに打ち込んで張コンクリート工を施工したのみであるにもかかわらず、その施工箇所隣接している平成14年度の砂防維持修繕工事においては、既設の底張コンクリートの両岸部分を取り壊し、張コンクリート擁壁工を施工した後に、再度底張コンクリート工を施工したものであり、すぐとなりの工事箇所でも施工方法が根本的に相違している。

(3) 根本的な施工方法の変更については、その法的根拠を記載した行政文書を明らかにせず、自らの砂防行政に関する失態を隠しようとして画策したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立てに至る経緯

(1) 平成15年11月10日付け行政文書開示請求のうち

ア 開示に係るもの

【底張コンクリート工を実施した箇所の工事画面】

平成15年11月25日付け決定期間延長通知（東広建竹第215号）

平成15年12月15日付け部分開示決定通知（東広建竹第241号）

イ 不開示（不存在）に係るもの

【竹原支局が、吉名町東条と記載のある工事場所において、当該底張コンクリート工を実施した背景及び法的根拠】

平成15年11月25日付け不存在通知（東広建竹第216号）

平成15年12月21日付け異議申立て

平成16年2月5日付け諮問（東広建竹第364号）

平成17年11月14日付け理由説明書（東広建竹第248号）

(2) 平成15年12月8日付け行政文書開示請求のうち

ア 開示に係るもの

【平成14年度当初予算単独公共事業要求箇所一覧表（郷川分の添付資料）】

平成15年12月24日付け開示通知（東広建竹第277号）

平成16年1月5日付け異議申立て

平成16年2月12日付け異議申立て（追加）

平成18年11月8日付け却下決定通知（東広建竹第148号）

イ 不開示（不存在）に係るもの

【底張コンクリート工が平成13年度の工事では実施されなかったにもかかわらず、平成14年度では施工するに至った理由や法的根拠を記載した文書】

平成15年12月24日付け不存在通知（本件処分）（東広建竹第278号）

平成16年1月5日付け異議申立て（本件異議申立て）

2 行政文書の特定について

本件異議申立てに係る事項は、上記1のうち、(1)のイ及び(2)のイである。

吉名町東条と記載のある工事場所において底張コンクリート工を実施した背景及び法的根拠を記載した文書を不存在とした処分(平成15年11月25日付け東広建竹第216

号の行政文書不存在通知) に対する異議申立てに対し、平成 17 年 11 月 14 日付けの理由説明書中「護岸修繕工事を行う場合は、河床及び護岸等の現状を考慮し、各現場毎に設計、施工するものであるが、一般的で軽易な工事の場合は特に資料作成はしないこととしている。」と記述した。これはすなわち、河床の勾配・既設護岸の設置方法等を総合的に勘案したうえで、その施工箇所にもっとも適した方法、例えば三面張(護岸・河床のコンクリート張りによる施工)を行うか否かの選択等、を採用するものであること、また、当該箇所の施工方法採択理由は設計書や図面により判断できるため、採択理由を説明する特別な資料作成を要求されるものではない、との意である。

したがって、一般的には、年度による施工方法の変更や、底張コンクリート工が不必要であることの法的根拠等を記載した文書は存在し得ないものであることから、対象行政文書は存在しないとして、平成 15 年 11 月 25 日付け不存在通知(東広建竹第 216 号)と同様に本件処分を行ったものである。

以上のとおり、条例第 2 条第 2 項に定める行政文書として、異議申立人の請求・主張の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することができないとした本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、底張コンクリート工が平成 13 年度の工事では実施されなかったにもかかわらず、平成 14 年度では施工するに至った理由や法的根拠を記載した文書の開示を求めたものであり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、砂防指定地内河川である郷川に関する護岸修繕工事について、平成 13 年度で実施しなかった底張コンクリート工事を、工事場所が隣接する区間で平成 14 年度に実施した理由や法的根拠を記載した文書がないことは、常識的には理解できないと主張する。

これに対し実施機関は、本件の理由説明書において、平成 15 年 12 月 21 日付け異議申立てに対する理由説明書中の「護岸修繕工事を行う場合は、河床及び護岸等の現状を考慮し、各現場毎に設計、施工するものであるが、一般的で軽易な工事の場合は特に資料作成はしないこととしている。」という記述については、河床の勾配・既設護岸の設置方法等を総合的に勘案したうえで、その施工箇所にもっとも適した方法を採用するものであること、また、当該箇所の施工方法採択理由は設計書や図面により判断できるため、採択理由を説明する特別な資料作成を要求されるものではないとの意であると説明する。

まず、当審査会において、実施機関に対し、砂防指定地内河川の補修工事における特定工法実施に関する組織的な意思決定の方法について確認したところ、実施設計書の決裁により行っているが、採用すべき工法を判断することは容易であり、底張コンクリート工法を選択する理由の記載は行っていないと説明する。

そこで、当審査会において、本件請求に係る工事の実施設計書を見分したところ、実施機関の説明のとおり、底張コンクリート工法を選択する理由の記載は見当たらなかった。

また、一般的な護岸維持修繕工事においては、河川改修を担当する行政機関が、採用すべき工法を容易に判断することは可能であることから、実施機関の主張を否定することは困難と認められる。そして、このことについては、当審査会における平成16年2月5日付け諮問（東広建竹第364号）への平成23年1月31日付け答申（諮問（情）第76号）で、同様に判断しているところである。

以上のことから、「一般的には、年度による施工方法の変更や、底張コンクリート工が不必要であることの法的根拠等を記載した文書は存在し得ないものであることから、対象行政文書は存在しない」とする実施機関の主張は不合理なものではなく、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 2. 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 2. 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 5. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 5. 2	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 7.26 (平成 24 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 8.21 (平成 24 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 9.18 (平成 24 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授